

お 知 ら せ

岐阜地方裁判所高山支部及び御嵩支部において取り扱いをしている次の事務は、令和5年4月1日から、岐阜地方裁判所（岐阜市）において取り扱うことになりました。なお、岐阜地方裁判所高山支部及び御嵩支部において取り扱いをしている財産開示申立事件及び情報取得申立事件については、引き続き、同支部において取り扱います。

◎ 対象となる事件

- 1 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件（事件記録符号「リ」）
- 2 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件（同上「ヌ」）
- 3 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件（同上「ル」）
- 4 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件（同上「ケ」）
- 5 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件（同上「ナ」）
- 6 企業担保権実行事件（同上「企」）
- 7 上記1から6に関連する執行雑事件（同上「ヲ」）

◎ 対象となる管轄区域

「岐阜地方裁判所高山支部」

高山市、飛騨市、下呂市（金山振興事務所の所管区域を除く。）、大野郡（白川村）

「岐阜地方裁判所御嵩支部」

美濃加茂市、可児市、加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）、可児郡（御嵩町）

◎ 問い合わせ先

〒500-8710 岐阜市美江寺町2丁目4番地の1

岐阜地方裁判所民事部不動産執行係 電話 058-262-5217

岐阜地方裁判所民事部債権執行係 電話 058-262-5219